

坂水給発第162号
平成30年3月1日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

各種留意事項について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。標記の件につきまして、下記のとおり通知いたします。

記

1 坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準等の改正について

平成30年4月1日施行で給水条例及び施工基準等が改正されます。各事業者におかれましては、平成29年11月17日付け企業長通知を改めてご確認ください。この度の改正には、水道利用加入金の改定が含まれていますが、改定前の額が適用される平成29年度分の申請受付は、平成30年3月30日（金）17時15分をもって締め切ります。申請内容に不備（捺印漏れ、添付書類漏れ等）があった場合は受付を行わずに返却しますので、十分確認を行うとともに、締切り間際での申請とならないよう注意してください。その他、関連事項として次のとおり連絡します。

- ・「供給依頼書」の様式が改正されます。平成30年4月1日以降に提出を予定している「供給依頼書」は、必ず改正後の様式を使用してください（申請者の捺印を要する様式のため、手戻りのないよう十分ご注意ください。）。
- ・改正後の施工基準については、製本版の販売を行わないため、水道企業団ホームページからご確認ください。また、コピー用として一式片面印刷したものを貸し出しますので、希望される事業者の方は、給水課窓口で申し出てください。なお、同施工基準の材料編（指定材料）についても、平成30年4月1日施行の最新版をホームページに掲載したのでご確認ください。
- ・この度の改正において、止水栓からメーターまでの水平距離が概ね3m以上となる場合は、口径及び分岐管の管種等に関わらず、メーターまでHPPEを使用することとなります（共同住宅等は除く。その他詳細は施工編9頁参照）。そのため、旗竿の区画等では長距離に渡ってHPPEを布設する場合がありますが、当企業団では、コイル巻管は承認していないので、絶対に使用しないでください。については、HPPEの布設距離が長い場合は、必ず融着継手の使用が確認できるよう配管状況写真を撮影してください。

- ・改正後の給水装置工事申請書及びしゅん工届については、3月下旬頃から給水課窓口で販売します。単価に変更はなく1枚当たり50円（税込）となりますので、必要によりご購入ください。なお、旧様式の在庫をお持ちの場合は、未使用、かつ、企業団から購入したものに限り、改正後の新様式と無償で交換します。

2 指定事項変更の届出について

指定給水装置工事事業者における指定事項の変更については、水道法、水道法施行規則及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者規程の定めるところにより、変更のあった日から30日以内に届出を提出しなければなりません。しかしながら、届出の遅延が後を絶たないため、各事業者において、今一度指定事項（商号、所在地、代表者、役員等）に変更がないか確認していただき、変更の届出を怠っていた場合は、必ず平成30年3月30日までに理由書を添えて必要書類を提出してください。平成30年4月以降においては、遅延理由に関わらず、違反行為として厳格に対処するものとします。

なお、法令上「変更のあった日から30日以内」と定められていますが、事業者が法人の場合は、登記まで日数を要することを考慮し、登記日から30日以内までは届出の期限を猶予するものとします。届出日が登記日から30日を超えている場合は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の規定に基づき、違反点数70点を付与しますのでご承知おきください。

3 事前協議の徹底について

直結直圧給水方式（3～5階建ての建築物）、直結増圧給水方式、受水槽給水方式及び大規模建築物への給水等については、申請前に企業団と協議を行うよう施工基準において定めています。平成30年度からは、設計審査における是正指示を極力減らし、延いては申請者とのトラブル防止の観点から、当該事前協議を徹底するものとします。事前協議記録については企業団で作成し、内容に不備がないよう決裁の上、写しを配付するものとします。

なお、事前協議に当たっては、次の点にご注意ください。

- ・建築主又は設計会社等から上記内容の申請依頼を受けた際は、速やかに給水課窓口で事前協議を行ってください。予め建築主又は設計会社等が企業団と事前協議を行っている場合もありますが、その際も当該工事を受注した旨ご報告ください。
- ・事前協議の際は、必ず計画水量等を提示してください。特に、大規模建築物等においては日使用水量及び同時使用水量、受水槽給水方式の場合は日計画水量に加え、1日の使用時間（営業時間や工場稼働時間などの使用形態）などの情報がなければ協議が行えないでご注意ください。
- ・3階建て直結直圧給水方式等の実績が多く、当企業団の基準を熟知されている事業者であっても、事前協議は必ず行ってください。
- ・協議に時間を要する案件や複雑な条件がある場合等は、予め企業団へ連絡し、日時調整を行ってください。

4 不備のある申請書の返却について

企業団では、これまで申請から現場着手までの期間を短縮できるよう配慮し、設計審査では正事項がある場合であっても、申請書に修正指示を記入し、納付書を発行していました。しかしながら、近年の実状として記入漏れや管種・口径・材料・図面等の誤りなどが非常に目立ち、中には未修正のまましゅん工検査を申し込まれる事業者も見受けられたため、平成30年度からは対応を見直し、基本的に修正指示（軽微な修正を含む。）のある申請の受付は行わず、電話連絡の上、各事業者の保管庫（引出し）に返却するものとします。返却された場合は、速やかに指摘事項を確認及び修正し、再提出してください。

については、申請前に一層の内容確認に努めていただくとともに、特に道路占用許可を要する工事の場合は、期間に余裕をもって申請してください。また、返却に伴う納付書発行の遅延等については、一切の苦情、催促を受け付けませんのでご承知おきください。

5 道路占用許可書において許可される工事期間について

道路占用許可書において道路管理者が許可する工事期間は、坂戸市道の場合は「工事の期間」欄、鶴ヶ島市道の場合は「工事の時期」欄にそれぞれ記載されている期間となります。一部の事業者において「占用の期間」欄の期間が工事期間であると誤認していたため、許可を受けた工事期間後に舗装本復旧工事を実施するなどの違反行為が生じないよう念のため周知します。

なお、十分な自然転圧期間を設けることができないなどの事由により、許可を受けた工事期間内に舗装本復旧工事を実施できなかった場合は、再度、道路管理者から舗装本復旧工事の許可を受ける必要があります。そのような場合は、当企業団の占用事務担当者から確認の連絡を受ける前に、必ず報告してください。

6 撤去工事等における取扱いについて

当企業団では、従前より既設取出しの撤去工事等で分水栓に設置する閉栓キャップを支給していましたが、平成30年度申請受付分からは支給を取りやめます。また、閉栓キャップを設置した分水栓には必ずポリスリーブを被覆するよう施工してください。

なお、撤去管については埋設放置とせず、必ず堀上撤去とするよう平成29年4月18日付け企業長通知で周知しているところですが、特に縦断的な布設替えを行う場合においては、工程上、二度掘削を行う必要が生じるため、見積り等において十分注意してください。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954